KIDS GARDEN

学童保育所

【設 置 者】　株式会社 Care education　※栗東市学童保育所運営事業委託契約に基づき運営
【所 在 地】　〒520-3023　栗東市坊袋 72-15
【T　E　L】　077-576-1045
【e m a i l】　cekidsgarden@gmail.com
【定　　員】　40 名
【対　　象】　令和９年４月１日時点で治田小学校に在籍並びに在籍予定の児童
【開所時間】　小学校の授業日…放課後から 18：00
　　小学校の休業日…8：00 から 18：00
【延長保育】　7：30 から 8：00 の延長保育、18：01 から 19：30 の延長保育
【休 所 日】　日曜日、祝祭日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日、暴風警報・特別警報等が出た場合
【土曜保育】　月登録申請（前月 25 日まで）、登録外申請（前日 13：00 まで）

保育基本方針

『一人ひとりの思いや願いを受け止め、それを行動するための方策を考え、実行に移し、これを継続して行う力を育む』

保育内容

放課後生活の中で自主的に学べる環境を提供します。日々の宿題や課題を１年生の頃から習慣的に取り組むことで、自主性を育みます。また、集団生活する中で必要な約束事を守り、その中で自分のやりたいことを見つけて充実した生活を過ごします。そのためには、様々なことに興味、関心を持ち、他学年との関りを大切にし、社会性を身につけなければなりません。個性を認め合い、お互い育ち合えるような保育を行います。

学びと遊びの両立

弊所では、日々の学習の積み重ねを大切に考えているため、復習に重きをおいております。放課後生活や夏休み等の長期休暇時を有意義に過ごしていただくため、学びを通して低学年から競争社会で生き抜くための力を養っていきます。また、小学校のグラウンドを外遊びの拠点とし、たくさん体を動かして健康な体づくりと人間関係の構築を実施していきます。基本的な学びの習慣を身につけた上で、漢検などのチャレンジを推奨していきます。
室内ではできるだけ静かに学び、屋外では元気に遊び、静と動の環境の両立を目指していきます。

DAILY

時間	平日（授業がある日）	長期休暇及び授業がない日、土曜日
7：30		開所（延長保育利用者のみ）
8：00		通常保育開始
9：00		朝の会
10：00		学習
11：00		フリータイム
12：00		昼食
13：00	（3時間授業の場合）宿題・自主学習	食休み、フリータイム
15：00	おやつ （5・6 時間授業の場合）おやつ→宿題、自習	おやつ
16：00	フリータイム	フリータイム
17：00	後片付け、帰りの会	後片付け、帰りの会
17：15	室内遊び	室内遊び
18：00	通常保育終了→延長保育	通常保育終了→延長保育
19：30	閉所	閉所

年間スケジュール予定

4月	新入生歓迎会 etc
5月	こどもの日のイベント etc
6月	サンキューデーetc
7月	七夕のイベント etc
8月	夏休みイベント、遠足 etc
9月	防災訓練 etc
10月	ハロウィンのおやつ etc
11月	地域のイベント参加 etc
12月	クリスマス会 etc
1月	新年の会 etc
2月	節分イベント etc
3月	お別れ会、振り返りの日 etc

学年別学びのレビュー

【春・夏・冬休みの学習】

各長期休暇時は、学習時間に持参していただいた課題に取り組んだり、弊所で準備した学習教材に取り組んでいただきます。学校での学びを補いつつ、新しい学びに繋げていく土台作りを行いたいと考えています。

学びと遊びの両立の観点から、日々の積み重ねを大切に考えているため、必ず、学習時間は学習に取り組んでいただきます。英検や漢検にチャレンジできる力をつけていただきます。

学びと遊びの両立

保育料等利用料金について

基本保育料	おやつ代・活動・教材費・他	合計
１０，０００円／月	２，０００円／月	１２，０００円／月

特別保育料	
土曜保育料	１，０００円／月（登録あり）※３００円／日（登録なし）
夏休み加算保育料	５，０００円／期間（春休み、冬休みは追加不要）
延長保育料	１，５００円（３０分単位）／月（登録あり） ２００円（３０分単位）／回（登録なし）
開所時間外料	１，０００円（１０分単位）

※上記の特別保育料については、開所時間外料を除いて、栗東市立学童保育所と同等のものとします。

注１） 保育料等利用料金については、原則として口座引落とさせていただきます。
引き落としができない場合、翌月に２ヶ月分引き落としさせていただきます。

注２） ２ヶ月分の引き落としができなかった場合、当月で退所いただきます。

注３） 滞納した保育料等の分納は、認められません。

注４） 年度途中退所される場合、別途、途中退所料として、10,000 円をご負担いただきます。ただし、転居や病気等の利用によりやむを得ない場合は、その限りではありません。

保育料の減免について

１．兄弟姉妹減免：保育料より、２，０００円を免除（兄弟姉妹で入所している長子）

２．家庭事情減免：保育料の 1/2 を免除

・生活保護世帯

・同一住所に居住する者全員が市民税・県民税非課税世帯かつ、対象者がひとり親・在宅障がい児（者）の世帯

（減免保育料の対象は、４月から８月分は前年度非課税世帯、９月から翌年３月分までは当年度非課税世帯）

３．１から２の申請は、15 日までに受付該当した場合は当月から適用し、16 日以降受付該当した場合は翌月からの適用とし、遡り適用は行いません。

※１から２の減免は兼ねられません。

※事前申請が必要となります。

土曜保育利用について

・月登録申請は、前月 20 日までとさせていただきます。期日までに申請がない場合は、登録なしの扱いとなり、申請については前日の 13：00 までとさせていただきます。前日の 13：01 以降の申請受付は致しませんので、お気をつけください。
・お弁当を必ず持たせてください。
・申請できるのは、保護者が就労等により保育ができない場合のみとなります。

延長保育利用について

・月登録申請は、前月 20 日までとさせていただきます。期日までに申請がない場合は、登録なしの扱いとなります。急遽、延長保育を利用する場合は、必ず、連絡を入れてください。

開所時間外料について

・原則として、開所時間と延長保育時間を超える利用については、固くお断りさせていただきます。やむを得ず利用が発生した場合、１分を超えた時点で上記の料金（１，０００円/10 分）が加算されます。

お迎えについて

・児童の安全や職員と保護者の連絡を密にするため、保護者によるお迎えをお願いいたします。
・駐車スペースに限りがありますので、お近くの方は徒歩か自転車でのお迎えをお願いします。
・駐輪スペースについては、**駐車場の端に駐輪してください。**
・駐車、駐輪スペースでのトラブルや事故については責任を負いかねますので、安全に十分留意してご利用ください。
・**路上駐停車については、一般車両の妨げになりますので、ご遠慮ください。なお、お迎えが他の保護者様と重なった場合は、第二駐車場に停めていただき、徒歩でのお迎えをお願いいたします。**

「レベル５特別警報」、「レベル４危険警報」または「暴風を含む警報」警報が発令された場合について

① 滋賀県下で「大雨・暴風・大雪等に関する特別警報が発令中の場合
② 近江南部地域（大津市南部・草津市・守山市・栗東市・野洲市）に「レベル４危険警報」または「暴風を含む警報」が発令中の場合

１．７時時点で①②が発令中の場合
　学校が休校になる為、閉所。12 時時点で警報が解除された場合でも受け入れできません。
２．在校中に①②が発令した場合
　授業中止に伴い、学校の対応に準じていただきます。弊所での受け入れはできません。
３．学童保育中に①②が発令した場合（土曜日・長期休暇時）
　発令された時点で、保護者の方にご連絡させていただきます。出来る限り速やかにお迎えに来ていただくよう、よろしくお願いします。

③ ①②以外で学校が臨時休校又は繰上下校した場合

１．児童が登校前で学校が臨時休校となった場合
　学校が休校になる為、閉所。
２．授業中に繰上下校となった場合
　授業中止に伴い、学校の対応に準じていただきます。
３．通常開所時刻までは、学校で待機。また、職員による学校への迎えは行いません。
　状況に応じて学校と連携し、登所時の児童の安全を図る。保護者様へ出来る限り速やかにお迎えに来ていただくよう、よろしくお願いします。

地震発生時について

・登校前に震度５弱以上の地震が発生した場合は、閉所させていただきます。
・授業中に発生した場合、授業中止となり、学校の対応に準じていただきます。弊所での受け入れはできません。
・学童保育中に震度５弱以上の地震が発生した場合は、状況に応じた避難措置を講じますので、安全確保の上、お迎えをお願いします。場合によっては、安全な場所に避難誘導等を実施する可能性がありますので、避難先までお迎えをお願いいたします。

集団風邪等によるが学級閉鎖について

・健康状態に問題のない児童について

①学級・学年・学校閉鎖となった場合、弊所での受け入れはできません。

②授業中止となった場合、分団等による下校になります。学校の対応に準じる為、弊所での受け入れはできません。

熱中症特別警戒アラート発令時の対応について

・平日の学校がある日については、学校の対応に準じます。

・学校が『臨時休校』される際は、弊所についても原則『臨時休所』となります。

・土曜、長期休暇日については、原則『開所』となります。

発熱等体調不良の場合

・授業中に発熱等の症状があった場合、学校へのお迎えは保護者様に行っていただきます。学校へのお迎え後、弊所での受け入れはできません。

・学童保育中に発熱等の症状があった場合、保護者様に連絡さえていただき、早めのお迎えをお願いさせていただきます。

・発熱等で学校を欠席している場合、弊所での受け入れはできません。

法定伝染病について

・法定伝染病感染の疑いのある児童については、伝染病の種類に応じて、登所停止期間中は受け入れできません。なお伝染病の種類、登所停止期間は「栗東市立学童保育所　出席停止にかかる基準」に準じます。

栗東市学童保育所　出席停止にかかる基準（HP より引用）		
	感染症の種類	出席停止の期間
第二種	・インフルエンザ	発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで
	・百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療終了するまで
	・はしか	解熱した後３日を経過するまで
	・流行性耳下腺炎（おたふく風邪）	耳下腺、顎下腺等の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	・風疹	発疹が消失するまで
	・水疱（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
	・咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後２日を経過するまで
	・新型コロナウイルス感染症	発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで
	・結核	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
	・髄膜炎菌性髄膜炎	

各種連絡について

1．**弊所を欠席する場合は、保護者の方が必ず弊所にお知らせください。**
　また、ご自宅の分団下校で下校されることを必ず、学校へ連絡をしてください。
2．**保護者以外のお迎えが発生する場合、必ず、弊所にお知らせください。**
　（原則、大人の方に限る。）
3．平日及び長期休暇等で弊所へ登所してから、習い事で一度降所された場合は、当日の再登所は原則できません。
4．学校の先生には、『KIDS GARDEN』に入所していることを必ず連絡してください。
5．弊所からのお知らせについては、可能な限りデータ配信とさせていただきます。紙の印刷物については、都度、保護者の方に手渡しさせていただきます。

6．事故や怪我については傷害・賠償保険に加入します。十分に注意を払い保育を行いますが、保育中の児童の怪我等については応急処置を最優先させていただき、怪我の程度に応じて、保護者の方に連絡をして医師の診断・治療を受けていただく場合があります。

昼食・おやつについて

・学校給食がない時には、弁当・水筒持参になります。児童が現金を持参し、飲食物を買いに行くことは固くお断りします。
・業者等による注文弁当もございます。夏休み・冬・春休みの期間のみ対応させていただきます。
・おやつについては、こちらで用意させていただきます。
・食物アレルギー等、注意が必要な場合は事前にご相談させていただきます。
・長期休暇に限り、手作りランチを複数回実施させていただきます。食材費として、実費徴収させていただきます。350 円／1 食

持ち物について

①弊所に置いておく物
・着替え（上下 1 組）
②毎日持ってくるもの
・水筒　・弁当（給食がない場合）　・自主学習用教材　・ハンカチ、ティッシュ

※持ち物には、全て名前を記入してください。
弊所や学校に必要のないものは、持たせないでください。必要でないものを持ってきた場合の紛失、または破損した場合は責任を負いません。また、必要でないものを確認した場合、職員が一旦お預かりし、お迎え時にお渡しさせていただきますので、ご理解ご協力お願いします。

各種届出について

・転居や勤務先が変わる場合は、速やかに弊所へ申し出していただき、届出してください。
・弊所を退所される場合は、退所予定日の１４日前までに退所届を提出してください。
ただし、年度途中退所される場合、別途と途中退所料として、10,000 円をご負担いただきます。

KIDS GARDEN 入所案内

【申込書交付および受付について】

- **対　象　児　童**　令和９年４月１日時点で治田小学校に在籍並びに在籍予定の児童

- **受　付　期　間**　11 月9日(月)～11 月 20日(金)
  毎週月～金 12：30～19：00
  ※期間内に入所申込された方を優先的に入所の調整をします。
  ※同学区内にある学童保育所と併願して申し込むことはできません。

- **交　付　場　所**　ＫＩＤＳ　ＧＡＲＤＥＮ
  弊所のホームページ

- **受　付　場　所**　ＫＩＤＳ　ＧＡＲＤＥＮ

- **駐車スペース**　弊所前に３台、徒歩 50m 専用駐車場３台
  コミュニティセンターの駐車場にも駐車可

- **申込必要書類**　①KIDS GARDEN 入所申請書
  ②就労等証明書（自営業の場合は確定申告書等、疾病等の場合は医師の診断書、学校に通われている場合は在学証明書と授業時間が分かる書類等添付）
  ③入所基準指数表（定員を超える場合に選定資料として使用します）

【入所決定について】

- 新規及び継続希望される方において、年間通じて利用し、原則、年度内退所する見込みがない方を優先します。
- 入所決定後であっても、保護者の状況が申請時の内容と異なることが判明した場合等、入所を取り消すことがあります。
- 継続して入所を希望される方で保育料の未納など学童保育所を運営する上で支障があると判断した場合、入所をお断りします。
- 弊所を一度退所され、再度入所を希望される方については、退所した時と状況が変わっていることを証明していただきます。状況が変わっていないと判断した場合は、入所をお断りします。

令和９年度　KIDS GARDEN 入所申請書

株式会社 Care education　様　　年　　月　　日

入所を次のとおり申請します。

保護者	住所	〒		
	フリガナ		電話番号	
	氏名			
	（保育時間等）緊急連絡先	父親仕事先・母親仕事先・父親携帯・母親携帯・その他（　　）		
		電話番号①		電話番号②

入所希望児童	フリガナ		生年月日	年　月　日生
	氏名		学年	年生（入所年度４月１日時点の学年）
	性別	男　・　女	現在の在籍園	（新１年生のみ）

身体の状況
※加配指導員の配置を検討する際の参考としますので必ず記入してください

①アレルギー（　有　（具体的に：　　）・　無　）

【有の場合】　エピペンの所持（　有　・　無　）

②てんかん　（　有　（具体的に：　　）・　無　）

【有の場合】　座薬等の所持　（　有　・　無　）

※①②でエピペン・座薬等を所持されている方は、入所時にご相談ください。

③障がい　（　有　（障がい名：　　（　知的　・　身体　・　発達　）・　無　）

【有の場合】　・手帳（　有　・　無　）　※コピー添付必要

□身体障害者手帳（　　）級　□精神障害者保健福祉手帳（　　）級　□療育手帳（　A　・　B　）

・通学している学級（　通常学級　・　特別支援学級　）

※障がいがある場合は、手帳、医師の診断書、発達検査結果等、病名や状態がわかる書類の写しを提出してください。

④その他（注意事項　等）（　　）

同居している方
※入所希望児童は記載不要
※同居している方全員を記入してください

氏名	続柄（希望児童から見て）	年齢	就労・療養等状況（常勤・パート・勤務時間、病名、学年等）	通勤時間（片道）

入所を希望する具体的な理由	
保育を必要とする期間	令和9（2027）　年　4　月　1　日　～　令和10（2028）　年　3　月　31　日

同　意　書

私は、ＫＩＤＳ　ＧＡＲＤＥＮ（以下、弊所。）入所申請に際し、次の点について同意します。

(1) 栗東市が私及び私の世帯員の住民登録の状況を公簿等により確認すること。

(2) (1)の情報について、栗東市が入所に必要な情報を当該入所に係る学童保育所に対して提供すること。

(3) 個々に応じた適切な保育を実施するために、栗東市が入所希望児童の発育状況について関係機関へ照会して情報提供を受け、当該入所希望児童の入所する所に対して提供すること。

(4) 弊所が就労内容について就労先へ照会して情報提供を受けること。

(5) 原則、年間通じて利用し、年度内に退所する見込みがないこと、および入所案内の記載事項を遵守すること。

年　　月　　日

株式会社 Care education　様

保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※記載事項に虚偽のある場合、入所申込は無効となり、入所できないことがあります。

就労証明書（就労以外の方は裏面からご記入ください）

宛

給与所得者は事業所が証明してください。その他（自営業等）は、自己が申告（所在地・名称・代表者欄は事業主の住所・氏名を記入）し、この書類の他に確定申告書写し、開業届等の営業実態が確認できる書類をあわせて提出してください。
この就労証明書は、学童保育所入所、入所調整（選考）時の重要な書類となるため、勤務先の担当者が事実のとおり漏れなくご記入ください。記入漏れや不明な点がある場合は、証明書として受付できません。また、内容について後日問い合わせすることがあります。
また、虚偽の記載を行った場合には、申込者が学童保育所を利用できなくなったり、保育に要した費用の全部または一部について、株式会社Care educationから返還を求めることがあります。

証明日	西暦　　年　　月　　日
事業所名	
代表者名	
所在地	
電話番号	—　　—
担当者名	
記載者連絡先	—　　—

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記入欄
1	業種	☐ 農業・林業　☐ 漁業　☐ 鉱業・採石業・砂利採取業　☐ 建設業　☐ 製造業　☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業　☐ 運輸業・郵便業　☐ 卸売業・小売業　☐ 金融業・保険業　☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス　☐ 宿泊業・飲食サービス業　☐ 生活関連サービス業・娯楽業　☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業　☐ 複合サービス事業　☐ 公務　☐ その他（　　）
2	フリガナ 本人氏名	生年月日　　年　　月　　日
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期　☐ 有期　期間（無期の場合は雇用開始日のみ）　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日
4	本人就労先事業所	名称 住所
5	雇用の形態	☐ 正社員　☐ パート・アルバイト　☐ 派遣社員　☐ 契約社員　☐ 会計年度任用職員　☐ 非常勤・臨時職員　☐ 役員 ☐ 自営業主　☐ 自営業専従者　☐ 家族従業者　☐ 内職　☐ 業務委託　☐ その他（　　）
6	就労時間（固定就労の場合）	月　火　水　木　金　土　日　祝日 ☐　☐　☐　☐　☐　☐　☐　☐ 合計時間　月間　　時間　　分（うち休憩時間　　分） 一月当たりの就労日数　月間　　日　一週当たりの就労日数　週間　　日 平日　　時　　分　～　　時　　分（うち休憩時間　　分） 土曜　　時　　分　～　　時　　分（うち休憩時間　　分） 日祝　　時　　分　～　　時　　分（うち休憩時間　　分）
	就労時間（変則就労の場合）	合計時間　☐ 月間　☐ 週間　　時間　　分（うち休憩時間　　分） 就労日数　☐ 月間　☐ 週間　　日 主な就労時間帯・シフト時間帯　　時　　分　～　　時　　分（うち休憩時間　　分）
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む	直近3カ月　年月　　年　　月　年月　　年　　月　年月　　年　　月 　　日／月　　時間／月　　日／月　　時間／月　　日／月　　時間／月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☐ 取得中 期間　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☐ 取得中　☐ 取得済み 期間　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定　☐ 取得中　☐ 取得済み　理由　☐ 介護休業　☐ 病休　☐ その他（　　） 期間　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日
11	復職（予定）年月日	☐ 復職予定　☐ 復職済み　　年　　月　　日
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☐ 取得中　期間　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日 主な就労時間帯・シフト時間帯　　時　　分　～　　時　　分（うち休憩時間　　分）
13	市内学童保育所での勤務実態の有無	☐ 有　☐ 有（予定）　☐ 無
14	（雇用契約の）満了後の更新の有無	☐ 有　☐ 有（予定）　☐ 無　☐ 未定
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可　☐ 可（予定）　☐ 否
16	育休延長可否	☐ 可　☐ 可（予定）　☐ 否
17	単身赴任期間（予定含む）	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
18	備考欄	

保護者の方で必ず　↓19保護者記入欄を記入ください。

19	保護者記入欄	希望学童保育所名 学童保育所　　児童氏名 主な通勤手段 ☐ 電車・バス　☐ 車・バイク　☐ 自転車　☐ 徒歩　☐ その他（　　） 通勤所要時間（片道） 時間　　分　※通勤所要時間は自宅から職場までの最短の時間を記入してください。（学童保育所への送迎は含まないこと。）

就労以外の傷病等・学生等・病人等の介護の場合は、裏面に保護者本人が記入してください。

就労以外の傷病等・学生等・病人等の介護の場合は、下記に保護者本人でご記入をお願いします。

下記1を必ず記入し、続いて2～5の該当欄を記入してください。

No.	項目	記入欄		
1	フリガナ		証明日　年　月　日	
	本人氏名		生年月日　年　月　日	
	フリガナ		希望学童保育所名	
	児童氏名		学童保育所	

2	傷病等				
	疾病・障がい	疾病・障がい名			
		□ 身体障害者手帳　級	□ 療育手帳　級	□ 精神保健福祉手帳　級	
	入通院期間 障がい・出産の場合は記入不要	□ 入院	年　月　日　～　年　月　日　見込		
		□ 通院	日／月　□ 常時病臥　□ 要安静		

注）傷病の場合は、医師による診断書　障がいの場合は、手帳の写し　出産の場合：母子手帳の写しを提出してください。

3	学生等			
	学校名			
	学校住所			
	学校電話番号			
	片道通学時間	時間　分	通学日数・時間	日／月　時　分　～　時　分
	在学期間	年　月　日　～　年　月　日　見込		

注）在学証明書と通学日数・時間のわかる資料を提出してください。

4	病人等の介護				
	被介護者				
	続柄				
	介護状況	□ 自宅　□ 施設付き添い等	日／月	1日　時間	
	疾病・障がい	疾病・障がい名			
		□ 身体障害者手帳　級	□ 療育手帳　級	□ 精神保健福祉手帳　級	

注）介護の場合は、状況が確認できる医師による診断書、障害者手帳等の写し、または介護保険被保険者証等の写しを提出してください。

5	災害			
	災害発生日	年　月　日	罹災状況	

注）罹災証明書を提出してください。

【証明書の目的】

1. この証明書は、学童保育所に入所を希望する保護者の方が、就労等により小学校に通うお子さんの放課後、家庭で養育ができないことを証明するための資料となります。これ以外の目的には使用いたしません。

【証明書を記入される事業所等の担当者の方へ】

1. 証明書は代表者でなくても結構ですが、被証明者の雇用に責任をお持ちの方にお願いします。（例：店長、工場長等）

2. 内定者につきましては、就労開始後再度就労証明を提出いただきますので、その際はご協力をお願いします。

3. 訂正は、二重線で取り消し、表面上段『代表者名』欄で押印した社印、または担当者印を訂正印として押印してください。

4. 不明な点等ありましたら、KIDS GARDEN　連絡先（077－576－1045）までお問い合わせください。

【保護者の方へ】

1. 記入漏れ・添付忘れのあるものは、証明書として受付できません。

2. 証明内容に虚偽の点が認められる場合、学童保育所に入所できません。途中で発覚した場合、発覚した月末で退所とします。

3. 訂正は、二重線で取り消し、訂正印を押印してください。

【自営業の方へ】

1. 自営業の場合は、本人または家族の方（事業主）に証明していただくことになりますが、就労状況を客観的に把握させていただくため、
確定申告書、市民税県民税申告書、または源泉徴収票の写し（受付印のあるもの）をあわせて提出してください。

2. 新規開業等で上記書類がない場合は、開業届等就労が証明できる書類の写しを提出してください。

3. 訂正は、二重線で取り消し、表面上段『代表者名』欄で押印した印を訂正印として押印してください。

この指数表は、施設の定数を超える場合に選定資料として使用します。

栗東市立学童保育所・栗東市民設学童保育所入所基準指数表（共通）

希望学童保育所名	KIDS GARDEN	児童氏名	（　　年生）	保護者氏名	
		卒園した保育園・幼児園名(新１年生のみ)			

令和９年４月１日時点において、下記の該当する点数に〇印を付け、合計欄に記入してください。

事　　項				点数 父	点数 母	備考(添付書類)
①親のいない家庭	死亡・行方不明・拘禁・離婚・未婚・その他			11	11	
②労　働	就　労	１５時以降の就労が、月２０日以上かつ６ヶ月以上継続		10	10	就労証明書（自営の場合）確定申告書または源泉徴収票の写し
		１５時以降の就労が、月１６日以上かつ６ヶ月以上継続		8	8	
	就労内定	１５時以降の就労が、月２０日以上かつ６ヶ月以上継続		8	8	
		１５時以降の就労が、月１６日以上かつ６ヶ月以上継続		7	7	
③妊娠・出産	産前８週となる日が属する月の初日から産後８週となる日の翌日が属する月の末日まで				6	母子健康手帳写
④育児休業	育児休業取得時に、既に保育を利用している児童(在所児)が対象で、継続利用が必要であること。			4	4	就労証明書
④傷病・障がい等	傷　病	入院が概ね６ヶ月以上継続		10	10	医師の診断書
		居宅内療養	常時病臥状態が６ヶ月以上継続	10	10	
			一般療養　安静を要する状態が６ヶ月以上継続	6	6	
	心身の障がい	身体障害者手帳１・２級、療育手帳Ａ１・Ａ２、精神障害者手帳１級		10	10	障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳の写し
		身体障害者手帳３・４級 療育手帳Ｂ１ 精神障害者手帳２・３級		6	6	
⑤災　害	災害による自己家屋の損傷、その他災害復旧のため保育ができない場合			10	10	罹災証明
⑥同一世帯の病人等の介護	入院・施設等付添	１５時以降の付添が、月２０日以上かつ６ヶ月以上継続		10	10	医師の診断書介護保険被保険者証、身体障害者手帳の写し等
		１５時以降の付添が、月１６日以上かつ６ヶ月以上継続		8	8	
	自宅介護・看護	重度障がい者等の全介護（障害者手帳１・２級、介護認定３～５）		10	10	
		上記以外の介護（看護）の場合		4	4	
⑦就　学	通　学	卒業後に就労を目的とする１５時以降の通学が、月２０日以上かつ６ヶ月以上継続		6	6	在学証明書及び通学日数・時間がわかる書類
		卒業後に就労を目的とする１５時以降の通学が、月１６日以上かつ６ヶ月以上継続		4	4	
	通学予定	卒業後に就労を目的とする１５時以降の通学が、月２０日以上かつ６ヶ月以上継続予定		5	5	合格通知等通学することがわかる書類および通学日数・時間がわかる書類
		卒業後に就労を目的とする１５時以降の通学が、月１６日以上かつ６ヶ月以上継続予定		3	3	
⑧その他	①～⑦に類する状態にあると栗東市長が認める場合			各号に同じ		
			合計			

※なお、集団生活は可能だが、特別支援学級に通う等、支援が必要な児童については別途加点をすることがあります。
※上記の指数表で同点となった場合は、裏面の調整指数により入所の可否を決定します。

同　意　書

私は、提出した「入所申請書」「就労証明書」の内容（就労時間、就労日数、勤務形態等）に基づき、当市が定める「学童保育所入所指数表」における指数算出のため、指数表記載の情報（保護者の状況、指数に関する項目等）を加筆・修正することに同意します。

年　　月　　日

株式会社 Care education

保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【ＫＩＤＳ　ＧＡＲＤＥＮ 使用欄】※裏面は学童保育所にて記入を行います。

調整指数			
		点数	学童保育所記入欄
加算要件・減点要件	保護者が認定こども園おれんじで就労(予定)している場合	6	
	１・２・３年生	0	
	４年生	-1	
	５年生	-2	
	６年生	-4	
	ひとり親家庭で祖父母と別居	2	
	兄弟姉妹が同学童保育所に入所する場合	2	
	満３年以上継続して当学童保育所を利用している場合	1	
	満４年以上継続して当学童保育所を利用している場合	2	
	満５年以上継続して当学童保育所を利用している場合	3	
	保育可能な７０歳未満の祖父母と同居（ひとり親家庭除く）	-2	
	月２０日以上就労はしているが、１６時には帰宅できる場合	-5	
	月１６日以上就労はしているが、１６時には帰宅できる場合	-7	
	月２０日以上就労はしているが、１７時には帰宅できる場合	-2	
	月１６日以上就労はしているが、１７時には帰宅できる場合	-4	
	加減		
	総合計		